



6小健第434号

令和6年6月18日

小郡三井医師会長 島田 昇二郎 殿

小郡市長 加 地 良 光



小郡市予防接種健康被害調査委員の選出について（依頼）

日頃より当市の保健事業にご協力いただき有難うございます。

小郡市予防接種健康被害調査委員につきましては、小郡市予防接種健康被害調査委員会条例第3条により、委嘱をしているところです。

この度、前任者の任期期間が令和6年5月31日で終了いたしましたので、別紙調書により下記の組織委員について、貴機関から選出していただきますようお願いいたします。

記

1. 小郡三井医師会の推薦する医師 1名

2. 添付書類
- ・業務調書 1枚
 - ・報告書 1枚
 - ・同意書 1枚
 - ・小郡市予防接種健康被害調査委員会条例

【問合せ先】

〒838-0126

小郡市二森1167番地1

0942-72-6666

（内線733）

小郡市総合保健福祉センターあすてらす内

小郡市 子ども・健康部健康課

担当：重松・越智

業 務 調 書

項 目	内 容
業務職名	小郡市予防接種健康被害調査委員
業務職条件	小郡三井医師会の推薦する医師
勤務先（実施場所）	小郡市総合福祉センター「あすてらす」
所在地	小郡市二森１１６７番地１
業務内容	予防接種による健康被害に関する調査
業務期間	委嘱の日から２年間（前任者の残任期間） （令和６年６月１日～令和７年３月３１日）
日額報酬	４，７００円 （特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）
勤務時間	小郡市が指定する日時

令和 年 月 日

小郡市長 加 地 良 光 殿
(健 康 課)

団体名 小郡三井医師会

代表者名 印

小郡市予防接種健康被害調査委員報告

小郡市予防接種健康被害調査委員について、下記の者を委員に選出します。

記

	氏 名	住 所 (勤務先)	電話番号 (勤務先)
小郡三井医師会の代表者			
小郡三井医師会の推せん する医師			

令和 年 月 日

小郡市予防接種健康被害調査委員の同意について

この度、依頼がありました小郡市予防接種健康被害調査委員の委嘱について、
同意いたします。

小郡市長 加 地 良 光 殿
(健 康 課)

ふりがな

氏 名 _____ 印

団体名 (所属) _____ 小郡三井医師会

住 所 (勤務先)

電話番号 _____

F A X _____

住 所 (自宅)

緊急連絡先 _____

○小郡市予防接種健康被害調査委員会条例

昭和53年3月31日

条例第7号

改正 昭和60年7月1日条例第20号

平成9年7月28日条例第32号

平成17年9月28日条例第26号

平成19年3月22日条例第3号

平成22年3月26日条例第4号

平成30年3月23日条例第12号

(設置)

第1条 予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため小郡市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予防接種による健康被害が発生した場合、市長の指示により当該健康被害について医学的な見地から必要な調査及び助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 小郡三井医師会の代表者
- (3) 北筑後保健福祉環境事務所の医師
- (4) 小郡三井医師会の推薦する医師
- (5) 県知事の推薦する医師

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

4 第2項第5号委員については必要の都度委嘱するものとし、当該事故の調査が終了するまでの期間とする。

(平9条例32・平17条例26・平19条例3・平22条例4・平30条例12・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の決定は、出席委員全員の合意による。

4 委員会の議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(報告)

第6条 会長は、調査の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども・健康部健康課において処理する。

(平9条例32・平30条例12・一部改正)

(市長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年7月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年7月28日条例第32号)

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例中第3条の改正規定は公布の日から、第7条の改正規定は平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の小郡市予防接種健康被害調査委員会条例第3条の規定により既に在職する委員については、その任期中に限り、引き続き在職するものとする。